**フロン類回収業者 登録（登録の更新）申請**

**提　出　書　類　一　覧　表**

※申請の際は、この「提出書類一覧表」（確認後のもの）を添付して下さい。

（申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

|  |  |
| --- | --- |
| 提　出　書　類　等 | 確　認　欄 |
| １．　フロン類回収業者登録（登録の更新）申請書【様式第３】・　フロン類回収を行う事業者名で登録申請書を作成・　複数事業所がある場合、申請書の事業所の名称及び所在地の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載 |  |
| 1. 本人を確認できる書類

・　申請者が法人の場合は、発行日より3ヶ月以内の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）・　申請者が個人の場合は、発行日より3ヶ月以内の住民票の写し（本籍が記載されているもの（外国人の場合は、住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の４５に規定する国籍等）。以下同じ。）・　申請者が未成年者の場合は、その法定代理人の住民票の写し（法定代理人が法人の場合は、その法人の登記事項証明書） |  |
| 1. フロン類回収設備の所有権を有すること（所有権を有しない場合は、使用する権限を有すること）を証する書類

・　自ら所有している場合は、購入契約書、納品書、領収書、購入証明書等のうち、いずれかの写し・　自ら所有権を有していない場合は、借用契約書、共同使用規定書、管理要領書等のうち、いずれかの写し |  |
| 1. フロン類回収設備の種類及びその設備の能力を説明する書類

・　申請書に記載する以下の事項について、それを説明する書類として、取扱説明書、仕様書、カタログ等の写し○フロン類の回収設備の種類　　　CFC用、HFC用、CFC・HFC兼用○回収設備の能力　　　　　　　　　　　　200g/min未満、200ｇ/min以上 |  |
| 1. 申請者（法人である場合にあっては、その法人の役員を含む。）が法第５６条第１項各号の欠格要件に該当しないことを誓約した旨の誓約書
 |  |
| ６．　フロン類の回収に携わる者が所有する資格等を示す書類・　法第１２条において、回収の際の基準として、フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又は立ち合うことが定められていますので、資格又は経験を示す書類の添付をお願いします。○カーエアコンの冷媒回路の構造や冷媒に関する知識を持ち、フロン類の回収作業に精通した方として、例えば、次のものなどがあります。ア.フロン回収に関する技術講習合格者イ.自動車電気装置整備士ウ.自動車整備業務の経験を有する者エ.エアコン整備業務の経験を有する者オ.フロン回収業務の経験を有する者○記入例フロン類及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者職氏名　 福井事業所　業務課長　○○　○○資　 格　 フロン類回収業務の経験　２年６ヶ月（平成１１年１０月～１４年４月） |  |
| ７．　申請手数料の領収書の写し・　新規5,000円、更新4,000円・　申請手数料は、納入通知書での納付となります。・　納入通知書に記載の金融機関にてお支払いください。 |  |